

(仮称)第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画
(素案)

平成27年3月
宇都宮市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 策定の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第2章 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績・課題等	3
1 障がい者施策に係る法改正等の動向	
2 本市の障がい者等の状況	
3 アンケート調査結果の概要	
4 関係団体との意見交換会結果の概要	
5 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績	
6 課題の総括	
第3章 計画の基本理念等	22
1 計画の基本理念	
2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
第4章 平成29年度の目標値の設定	25
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
2 地域生活支援拠点等の整備	
3 福祉施設から一般就労への移行等	
第5章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保の方策	29
1 訪問系サービス	
2 日中活動系サービス	
3 居住系サービス	
4 相談支援系サービス	
5 障がい児支援系サービス	
6 障がい福祉サービス事業所	
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項	36
1 必須事業の種類及び量の見込み等	
2 その他の事業の種類及び量の見込み等	
第7章 計画の推進体制	42
1 計画内容の周知・啓発	
2 庁内推進体制	
3 庁外推進体制	
4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価	

第1章 計画の概要

1 策定の目的

本市では、障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、平成26年3月に「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定したところですが、このプランに掲げた目標等を達成するため、各種施策・事業の計画的な推進に取り組む必要があります。

このような中、障害者総合支援法においては、障がい者の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、市町村に障がい福祉計画の策定が義務付けられていることから、第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の計画期間（平成24年度～26年度）の終了に伴い、新たに「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」を策定します。

2 計画の位置付け

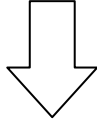
「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画、及び障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（以下、国の基本指針）に即し、「市町村障害福祉計画」として策定します。

※障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第4次宇都宮市障がい者福祉プラン(H26~29)

障がい者施策全般にわたる総合的な施策を定めた計画



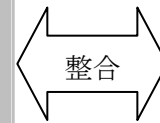
プランに掲げる「障がい福祉サービスの充実」を具現化する実施計画として推進

第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画(H27~29)

障がい福祉サービスの安定的な確保を図るための計画

【計画の主な内容】

- ・国の基本指針に基づき、「目標値」を設定
- ・地域の実情を踏まえた「サービス見込量及び見込量の確保策」を設定



障害者総合支援法第88条に基づく国の基本指針

3 計画期間

平成27年度から29年度までの3か年とします。

1 障がい者施策に係る法改正等の動向

(1) 障がい者制度改革の推進

障害者権利条約の締結に必要な制度改革を推進するため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」が設置されました。また、平成22年6月に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。

我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図り、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を実現すること

(2) 「障害者基本法」の改正（平成23年8月）

障がい者の定義が、「障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの」（社会モデルの考え方に基づくもの）と見直されました。

また、障がい者がその社会的障壁の除去を必要とし、そのための負担が過重でない場合には、必要な措置を実施しなければならないとする「合理的配慮」の規定、障がい者への差別の禁止や手話を言語の一つと位置付け、意思疎通の手段について選択の機会が確保されることなどが盛り込まれました。

(3) 生活支援の分野

① 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ

就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指し、身体・知的・精神の3障がい一元化による福祉サービス体系を再編した「障害者自立支援法」が施行されました（平成18年）。また、発達障がい者が障害者自立支援法の対象となることが明確化され（平成22年）、「改正 障害者自立支援法」が施行されました（平成24年）。

その後、制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービスの対象とする「障害者総合支援法」が施行されました（平成25年）。また、障害者総合支援法においては、「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。

さらに、障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることを目的として、児童福祉法が改正されました（平成24年）。従来の障がい種別で分かれていた障がい児施設を、通所による支援を「障がい児通所支援（児童発達支等）」、入所による支援を「障がい児入所支援（障がい児入所施設）」にそれぞれ一元化し、障がい児通所支援の実施

主体が市町村とされました。これにより障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能となりました。また、放課後支援の充実を図るための「放課後等デイサービス」、障がいがあっても保育所等の利用ができるよう「保育所等訪問支援」といった学齢児を対象としたサービスが創設されました。

②「障害者虐待防止法」の施行（平成 24 年）

市町村に障がい者虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」の設置が義務付けられました。

③「障害者差別解消法」の成立（平成 25 年）

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供などについて規定されています。（平成 28 年 4 月施行）

（４）雇用・就業の分野

①「障害者雇用促進法」の一部改正（平成 25 年）

法定雇用率が引き上げ（民間企業 1.8%⇒2.0%に引き上げ）となり、平成 30 年 4 月から、精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に追加されました。

また、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について規定されています。

②「障害者優先調達推進法」の成立（平成 24 年）

市は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し公表することを規定しています。

（５）教育・育成の分野

①「学校教育法施行令」の改正（平成 25 年）

障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、インクルーシブ教育を推進するため、就学基準に該当する障がいのある子どもが、原則、特別支援学校に就学するという、従来の就学決定の仕組みが改められました。

②「子ども・子育て支援法」の成立（平成 24 年）

子ども・子育て支援事業計画において、障がい児も含めた支援体制づくりへの積極的な取組が要請されています。

（６）「障害者権利条約」の批准

障がい者が人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定されており（平成 26 年 2 月 19 日発効）、障がい者の権利の実現に向けた取組の一層の強化、人権尊重についての国際協力の一層の推進を図ることとされています。

2 本市の障がい者等の状況

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

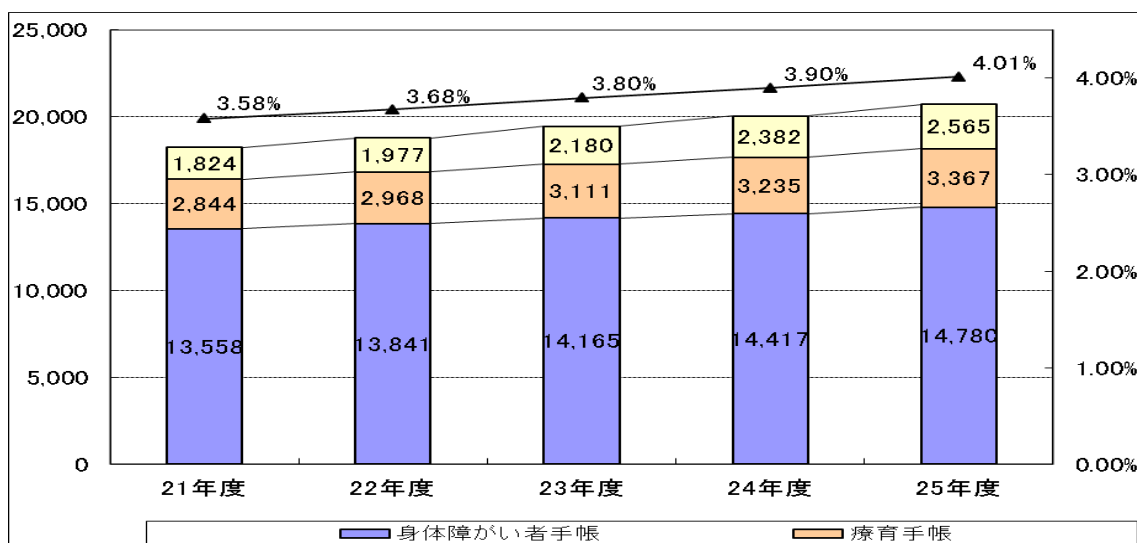
本市における障がい者手帳所持者は、年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にあります。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、平成26年3月31日で4.01%となっています。

なお、平成25年度の「障害者白書」によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者366万3千人、知的障がい者54万7千人、精神障がい者323万3千人で、国民のおよそ6%となっています。

<障がい者手帳所持者の推移>

単位：人

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
身体障がい者手帳	13,558	13,841	14,165	14,417	14,780
療育手帳	2,844	2,968	3,111	3,235	3,367
精神障がい者保健福祉手帳	1,824	1,977	2,180	2,382	2,565
手帳所持者合計(A)	18,226	18,786	19,456	20,034	20,712
宇都宮市人口(B)	508,775	511,041	512,470	514,181	516,033
対人口比(A/B)	3.58%	3.68%	3.80%	3.90%	4.01%

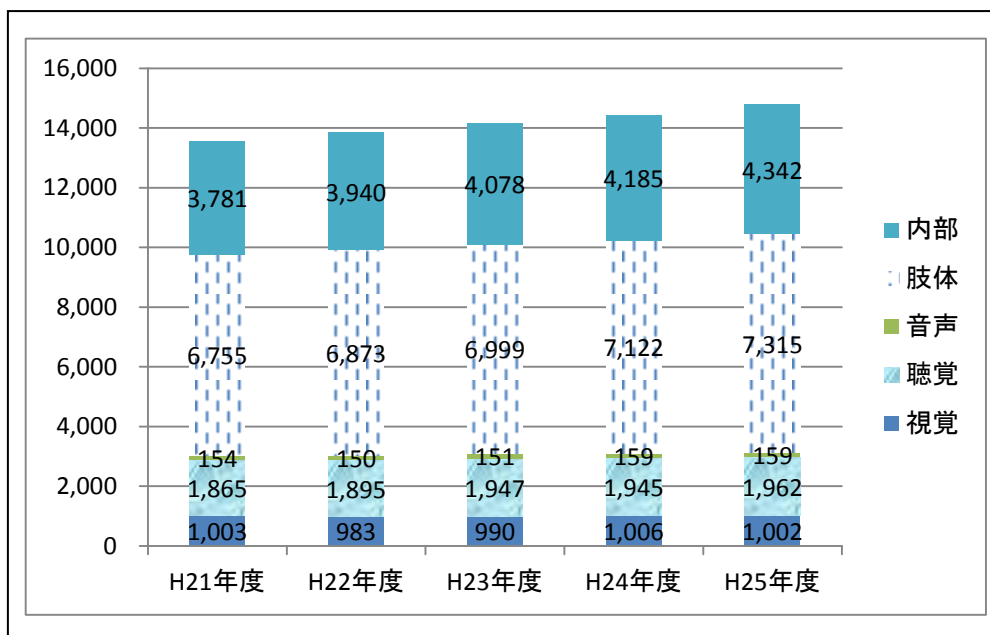


(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

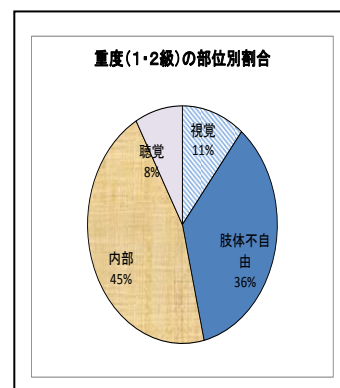
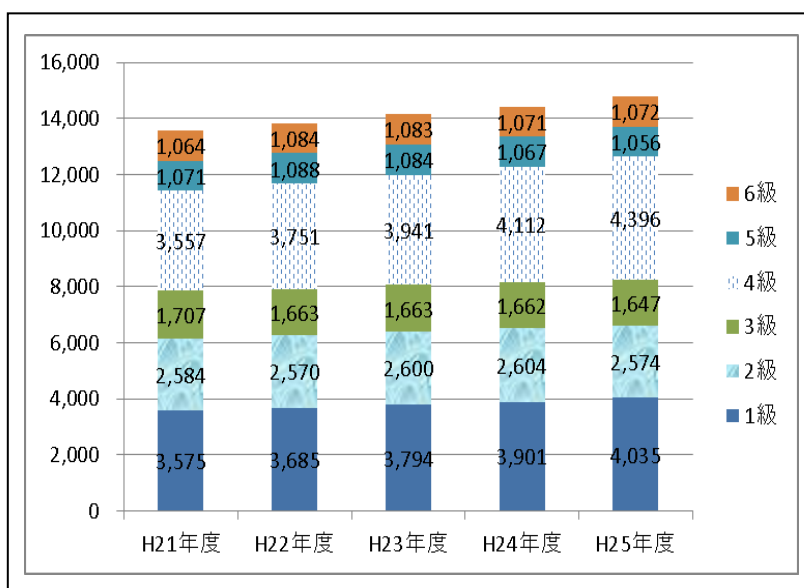
身体障がい者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成26年3月31日現在で14,780人となっています。障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く(7,315人)、全体の半数を占めています。

また、障がいの等級別にみると、重度の障がい者(1・2級)が全体の45%程度で推移しており、その内訳は内部障がい(心臓・じん臓・肝臓など)が約45%で最も多く、次いで肢体不自由が36%となっています。

<身体障がい者手帳所持者数の推移（障がいの部位別）>



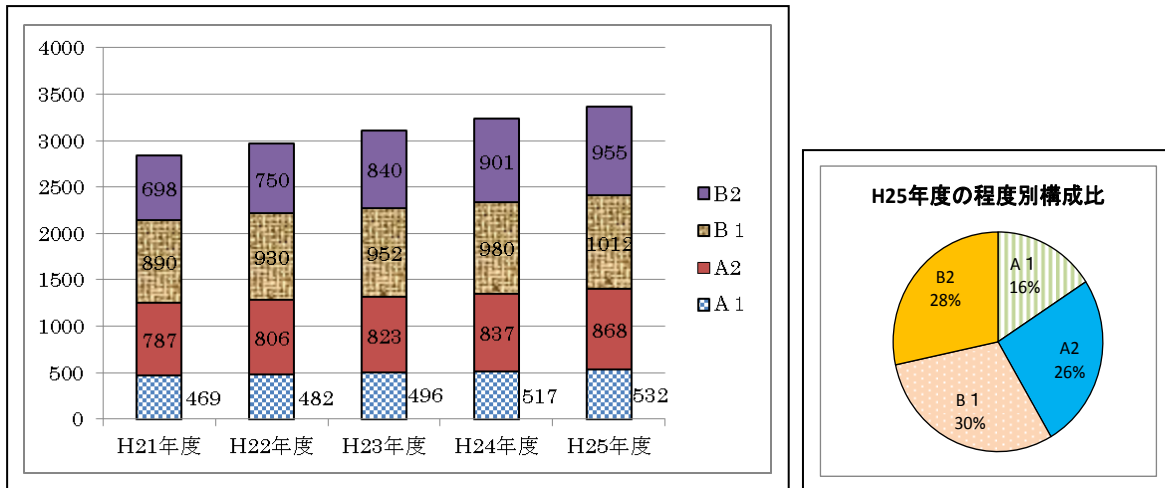
<身体障がい者手帳 障がい等級別の推移>



(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数も、他の手帳所持者同様に年々増加傾向にあり、平成26年3月31日現在で3,300人を超え、特にB2（IQ50～70程度の軽度知的障がい）の手帳所持者の伸び率が高くなっています。

<療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）>



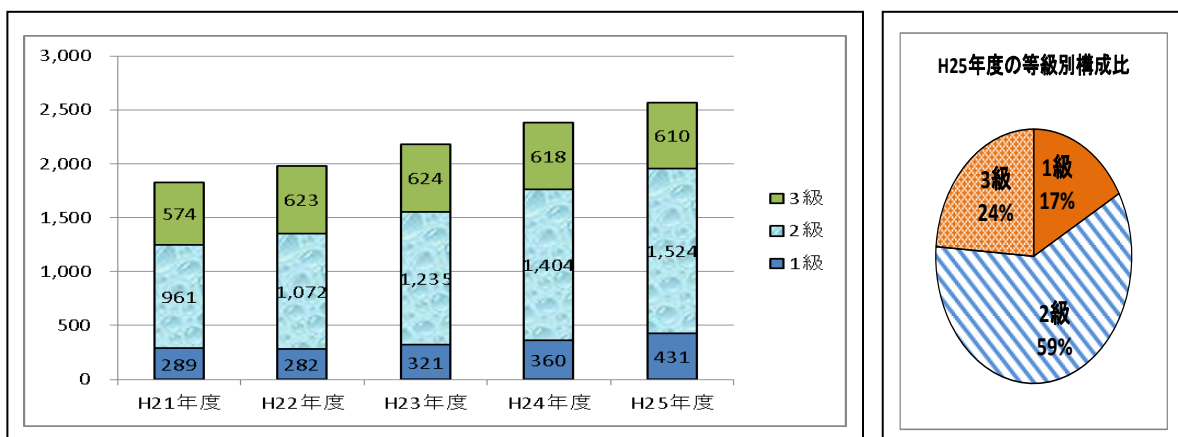
※療育手帳の区分

IQ	生活能力			
	できない a	b	c	できる d
I (IQ ~20)	A1 最重度知的障害			
II (IQ 21~35)	A2 重度知的障害			
III (IQ 36~50)	B1 中度知的障害			
IV (IQ 51~70)	B2 軽度知的障害			

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、近年特に増加傾向にあり、平成26年3月31日現在で2,500人を超えました。特に2級（日常生活に著しい支障がある）の手帳所持者の伸び率が高く、手帳所持者の約6割程度を占めています。

<精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（障がいの等級別）>



(5) 難病患者等の状況

本市では、難病患者等に対する特定疾患患者福祉手当を支給しており（市が指定する81疾患）、受給者数は増加傾向にあります。

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」により、障がいの定義に難病等

(対象 130 疾患) が加わり、手帳の有無に係わらず、障がい程度区分の認定などの手続を経て障がい福祉サービスを利用できることとなりました。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	4,059 人	4,307 人	4,488 人	4,664 人	4,812 人

(6) 発達障がい、高次脳機能障がいのある人の状況

発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人については、栃木県の「とちぎりハビリテーションセンター」が専門の相談窓口となっており、発達障がいに関する市民の関心の高まりや、高次脳機能障がいの認知度の広がりなどから、相談件数は増加傾向にあります。

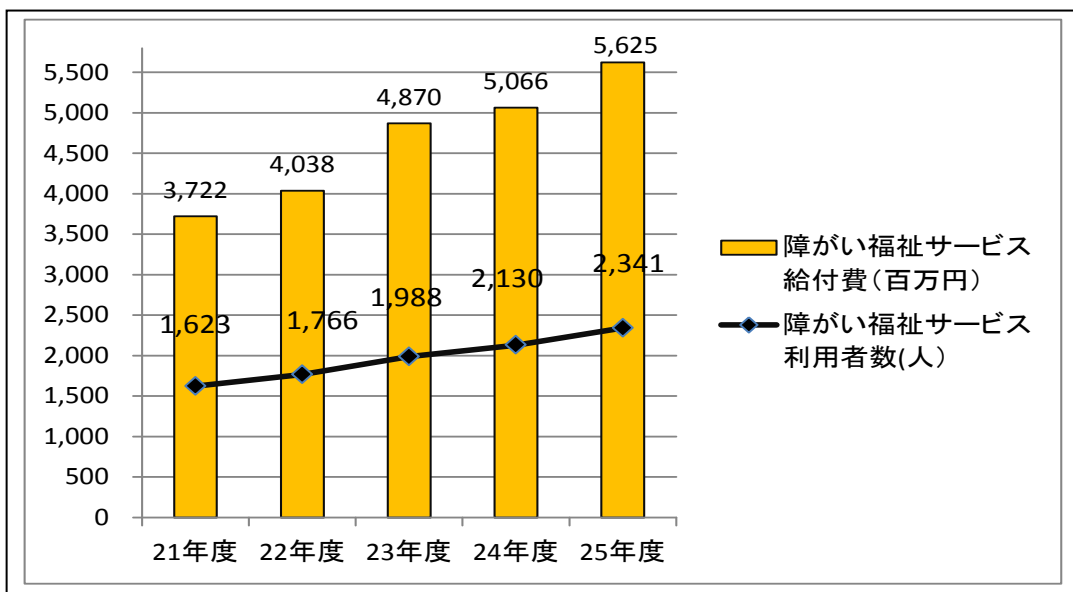
とちぎりハビリテーションセンターにおける相談件数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
高次脳機能障がい	261 件	324 件	372 件
発達障がい	1,012 件	1,136 件	1,125 件

(7) 障がい福祉サービスの利用状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて約 40% 増加し、2,341 人となっています。障がい者の社会参加の促進に伴い、生活や自立のための訓練や就労への継続的な支援を行う日中活動系のサービスが年々増加しており、平成 25 年度では全体の約 7 割を占めています。

障がい福祉サービスの提供に係る経費は、平成 21 年度から平成 25 年度では約 70% 増加しており、主な要因として、障がい福祉サービスの利用者数の増加のほか、「障害者自立支援法」の施行に伴うサービス体系の再編により、障がい福祉施設が新体系に移行したことに伴う報酬の増額などがあります。



3 アンケート調査結果の概要

障がい福祉サービス等利用者・事業者向けアンケートを平成26年6月にそれぞれ実施し、以下のような意向等を得られました。

(1) 障がい福祉サービス等利用者向けアンケート

- 地域生活への移行について
 - ・入所施設から地域生活への移行希望
 - 「今のまま入所施設で生活したい」(70.2%), 「家族と一緒に生活したい」(12.5%), 「グループホームなどを利用したい」(11.5%)
 - ・地域生活への移行に必要な支援
 - 「経済的な負担の軽減」(69.7%), 「必要な在宅サービスなどが適切に受けられること」(67.7%), 「障がい者に適した住居の確保」(59.7%), 「相談する相手が身近にいること」(56.4%)
- 一般就労への移行について
 - ・現在の仕事における今後の意向
 - 「工賃(賃金)の額に関係なく、現在行っている仕事を続けていきたい」(64.7%), 「一般就労していないが、健常者と一緒に働きたいと考えている」(12.5%)
- 障がい福祉サービスについて
 - ・障がい福祉サービスの満足度
 - 「就労移行支援」(39.4%)・「短期入所」(40.8%)が低調
 - ・今後、増やしてほしい・充実してほしいサービス
 - 「相談機能の充実」(46.0%)

(2) 障がい福祉サービス等事業者向けアンケート

- 地域生活への移行について(移行に必要な支援)
 - 「地域住民の正しい理解や協力」(75.0%), 「地域の相談支援体制の充実」・「日中活動の場の充実(就労, 訓練の場・余暇活動など)」(65.7%)
- 一般就労への移行(障がい者の就労に必要な支援)
 - 「施設・事業所と企業とのつながり・情報交換」(76.3%), 「障がい者雇用に対する企業の積極的な取組」(69.5%)
- 障がい福祉サービス(事業運営上の課題)
 - 「スタッフ(人材)の確保(76.0%)・育成(72.7%)」

4 関係団体との意見交換会結果の概要

障がい福祉関係団体（6団体）と意見交換会を平成26年6月から7月に実施し、以下のようなご意見等を得られました。

- 地域生活への移行
 - 住み慣れた地域で生活できるグループホームの充実，地域における障がい者への理解促進が必要である。
- 一般就労への移行
 - 企業における障がいや障がい者への理解，職場での支援が必要である。
- 障がい福祉サービスについて
 - ・訪問系サービス
 - ホームヘルパーなどの支援員，看護師などの専門職の確保が必要である。
 - ・日中活動系サービス
 - 短期入所について，緊急時に利用できる空きベッドが必要である。
 - ・居住系サービス
 - 日中に通所する施設から近いグループホームが必要である。
 - ・障がい児系サービス
 - 必要なサービスや相談を身近な場所で受けられる体制が必要である。
- 地域生活支援事業
 - どこに何を相談すればよいのか分かるよう，一元化した窓口の設置が必要である。
成年後見人制度を理解するための周知・啓発が必要である。

5 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績

(1) 数値目標

数値目標は、障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行を促進するため、国の基本指針、第2期計画の実績等を踏まえ策定しています。

ア 施設入所者の地域生活への移行

【進捗状況】

① 入所施設から地域生活への移行者数

平成26年度末時点で、平成17年10月1日時点の施設入所者（484人）の概ね22%（108人）が地域生活に移行することを目指します。

年度	H18～H22	H23	H24	H25	目標値 (H26末)	達成率	評価
地域移行者数 (累計)	77人	84人	101人	103人	108人	95.4%	順調

② 施設入所者の削減数

平成26年度末時点で、平成17年10月1日時点の施設入所者（484人）から19.2%（93人）削減します。

	H17.	H23.	H24.	H26.	目標値 (H26末)	達成率	評価
	10.1	10.1	10.1	3.31			
施設入所者数 (削減数)	484人	410人 (△74人)	406人 (△78人)	397人 (△87人)	391人 (△93人)	93.5%	順調

※評価基準

平成26年度の目標値に対する平成25年度の実績を評価（本市の行政評価の基準を参考）

〔90%以上〕…順調，〔65%以上90%未満〕…概ね順調，

〔65%未満〕…やや遅れている と評価

【取組内容・評価・課題等】

- ・施設入所者の中で、グループホーム等への移行が可能な障がい者に対して、個別指導・訓練を行うなど、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでいます。
- ・①入所施設から地域生活への移行者数、②施設入所者の削減数について、障害者自立支援法の施行に伴い、旧法施設から新体系の施設への移行が進みグループホームの数が増えたことなどにより、概ね目標を達成できる見込みです。近年は、グループホームの数が増えていないこと（平成24年度：56箇所→平成25年度：56箇所）、施設入所者に占める重度障がい者の割合の増加（障がい支援区分5・6に該当する障がい者の割合 平成24年度：72.6%→平成26年度：78.2%）などから、地域移行者数の伸び

はやや停滞しています。

- ・今後とも、目標値の達成に向け、地域移行の促進に努めていく必要があります。

イ 福祉施設から一般就労への移行

(※福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所)

【進捗状況】

① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成26年度において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援等のサービスを活用し、一般就労へ移行する者を32人とします。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	目標値 (H26 末)	達成率	評価
一般就労移行者数	12 人	13 人	29 人	39 人	40 人	32 人	125.0 %	順調

② 就労支援事業の利用者数

平成26年度末における福祉施設利用者(1,615人)のうち、就労移行支援事業を利用する者(140人)の割合を8.7%とし、就労継続支援事業の利用者(554人)のうち、就労継続支援事業A型を利用する者(97人)の割合を17.5%とします。

項 目	H25	目標値 (H26 年 度末)	達成率	評価
福祉施設(※)利用者に占める就労移行支援事業利用者の割合	5.9 %	8.7 %	67.8 %	概ね 順調
就労継続支援(A型+B型)の利用者に占めるA型利用者の割合	24.9 %	17.5 %	142.3 %	順調

福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者の割合

就労移行支援事業者利用者数 92人…①

福祉施設利用者数 1,622人…② ①/②=5.9 %

就労継続支援(A型+B型)の利用者に占めるA型利用者の割合

就労継続支援A型利用者数 149人…①

就労継続支援B型利用者数 449人…② ①/①+②=24.9 %

【取組内容・評価・課題等】

- ・福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数については、「就労継続支援A型事業所」が増加(平成24年度:3箇所→平成25年度:14箇所)したことや、自立支援協議会「就労支援部会」において、研修会や就労希望者の相談会を実施したことなどにより、目標値を上回っています。

- ・就労移行支援事業利用者の割合については、特別支援学校卒業者における一般就労が増加（平成 23 年度：35.0%→平成 24 年度 44.9%）したことなどから、就労移行支援事業所の利用者が減少したため、低調な状況です。
- ・就労継続支援 A 型利用者の割合については、就労継続支援 A 型事業所が増加したことに伴い、利用者が大幅に伸びていることから目標値を上回っています。
- ・今後とも、一般就労への支援の充実を図るため、障がい者自立支援協議会就労支援部会を活用し、関係機関や企業との意見交換を行いながら、就労に係る課題や就労支援策の検討を進める必要があります。

（２）障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス等の必要見込量等は、国の基本指針に基づき、第 2 期計画における利用者数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用者数及び量の見込みを設定しています。

（※障がい福祉サービスの実績について、平成 24 年度は平成 25 年 3 月時点の実績、平成 25 年度は平成 26 年 3 月時点の実績を掲載しています）

ア 訪問系サービス

【進捗状況】

サービス種別		H24			H25			H26	評価
		見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	
居宅介護	利用量	19,994	15,241	76.2 %	22,282	16,591	74.5 %	24,851	概ね 順調
重度訪問介護	（時間分								
同行援護	／月）								
行動援護	利用人数	568	488	85.9 %	633	638	100.8 %	706	順調
重度障害者等	（人分								
包括支援	／月）								

※評価基準

平成 25 年度の達成状況を評価（本市の行政評価の基準を参考）

〔90%以上〕…順調，〔65%以上 90%未満〕…概ね順調，

〔65%未満〕…やや遅れている と評価

【取組内容・評価・課題等】

- ・訪問系サービスは、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う「居宅介護」が平成 25 年度において、利用量の約 70%、利用人数の約 80%を占めています。

- ・利用量について、「居宅介護」は、障がい者の範囲が拡大したことに伴い、利用者の生活パターンに合わせた適切な支援を行うため、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者ひとりひとりに必要な利用量を支給決定しています。また、視覚障がい者の外出を支援する「同行援護」は、障害者自立支援法の地域生活支援事業の一事業である「移動支援事業」から、平成23年10月に同法の障がい福祉サービスのひとつに位置付けられましたが、サービス提供事業所が増えなかったことから、「同行援護」の実績が見込みを下回ったと考えられます。これらを要因として、訪問系サービス全体の実績が見込みを下回っています。
- ・利用人数について、「同行援護」の利用人数が見込みを下回っているものの、「居宅介護」の利用人数が伸びていることから、平成25年度時点で概ね見込みどおりの実績となっています。
- ・今後も、利用者に対する必要な利用量を見込み、適切なサービス提供に努めていく必要があります。

イ 日中活動系サービス

【進捗状況】

サービス種別		H24			H25			H26	評価
		見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	
生活介護	利用量(人 日分/月)	14,754	17,188	116.5%	15,278	16,878	110.5%	15,727	順調
	利用人数 (人分/月)	789	826	104.7%	817	880	107.7%	841	順調
自立訓練 (機能訓練)	利用量(人 日分/月)	304	140	46.1%	340	82	24.1%	376	やや 遅れ ている
	利用人数 (人分/月)	17	9	52.9%	19	6	31.6%	21	やや 遅れ ている
自立訓練 (生活訓練)	利用量(人 日分/月)	1,129	873	77.3%	1,148	727	63.3%	1,168	概ね 順調
	利用人数 (人分/月)	57	51	89.5%	58	40	69.0%	59	概ね 順調

サービス種別		H24			H25			H26	評価
		見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	
就労移行支援	利用量(人 日分/月)	2,285	2,021	88.4 %	2,477	1,637	66.1 %	2,688	概ね 順調
	利用人数 (人分/月)	119	119	100.0 %	129	92	71.3 %	140	概ね 順調
就労継続支援(A型)	利用量(人 日分/月)	1,420	2,583	181.9 %	1,680	3,013	179.3 %	1,940	順調
	利用人数 (人分/月)	71	100	140.8 %	84	149	177.4 %	97	順調
就労継続支援(B型)	利用量(人 日分/月)	6,987	7,292	104.4 %	7,515	7,801	103.8 %	8,043	順調
	利用人数 (人分/月)	397	383	96.5 %	427	449	105.2 %	457	順調
療養介護	利用人数 (人/月)	49	46	93.9 %	50	46	92.0 %	50	順調
短期入所	利用量(人 日分/月)	735	866	117.8 %	798	813	101.9 %	868	順調
	利用人数 (人分/月)	105	98	93.3 %	114	92	80.7 %	124	概ね 順調

【取組内容・評価・課題等】

- ・「生活介護」については、事業所が増加（平成24年度：20箇所→平成25年度：26箇所）したことにより、平成24年度から25年度にかけて利用量・利用人数が見込みを上回っています。
- ・「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」については、施設や作業所において、リハビリや入浴、排せつ及び食事などの自立した日常生活のための訓練を必要とする障がい者が少なく、介護、家事の援助、創作的活動などを行う「生活介護」の利用量・利用人数が増加したこと、就労の機会等を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者が「就労継続支援B型」などを利用したことから、平成24年度から25年度にかけて利用量・利用人数が見込みを下回っています。
- ・「就労移行支援」については、「就労継続支援（A型）」が事業所の増加により、利用量・利用人数が増えたこと、また、特別支援学校卒業生における一般就労が増加（特別支援学校の卒業生の利用者が減少）したこと

などから、就労移行支援の利用者が平成 24 年度から 25 年度にかけて利用量・利用人数が見込みを下回っています。

- ・「就労継続支援（A型）」については、事業所が増加したことにより、平成 24 年度から 25 年度にかけて利用量・利用人数が見込みを大きく上回っています。
- ・「短期入所」については、一人あたりの月間平均利用日数（平成 21 年 4 月から平成 23 年 9 月：7 日）をもとに 24 年度から 26 年度の利用人数見込みを算出していましたが、平成 24 年度から 25 年度における一人あたりの月間平均利用日数の実績は 9 日で、見込みより長く入所される利用者が多く、利用を希望しても施設に空きがなく利用できない場合があったため、実利用人数は平成 24 年度から 25 年度にかけて見込みを下回っています。
- ・今後も、サービス利用者の利用実態やサービス提供事業所の動向を踏まえて、利用量を見込む必要があります。

ウ 居住系サービス

【進捗状況】

サービス種別		H24			H25			H26	評価
		見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	利用人数 (人分/月)	348	322	92.5 %	363	339	93.4 %	379	順調
施設入所支援	利用人数 (人分/月)	401	408	101.7 %	396	397	100.3 %	391	順調

【取組内容・評価・課題等】

- ・「共同生活援助（グループホーム）」・「共同生活介護（ケアホーム）」について、施設入所者の中で、グループホーム等への移行が可能な障がい者に対して、個別指導・訓練を行うなど、施設入所者の地域移行に取り組んでおり、平成 24 年度から 25 年度にかけて概ね見込みどおりの実績となっています。
- ・「施設入所支援」については、地域生活への移行の促進により、見込みどおり実績が減少しています。
- ・今後も、自立支援協議会「相談支援部会」を活用して関係機関と地域移行に向けた検討を行うとともに、更なる地域移行を促進するため、サービスの利用意向を踏まえ、利用人数を見込む必要があります。

エ 相談支援系サービス

【進捗状況】

サービス種別		H24			H25			H26	評価
		見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	
計画相 談支援	利用人数(人分 /月)	40	4	10.0 %	83	19	22.9 %	125	やや遅れ ている
地域移 行支援	利用人数(人分 /月)	2	1	50.0 %	2	0	0 %	2	やや遅れ ている
地域定 着支援	利用人数(人分 /月)	2	2	100.0 %	2	4	200.0 %	2	順調

【取組内容・評価・課題等】

- ・「計画相談支援」については、指定特定相談支援事業所や県主催の相談支援従事者初任者研修を受講してサービス等利用計画を作成する相談支援専門員数が十分ではなく、平成24年度から25年度にかけて見込みを下回っていますが、市内のサービス事業者に対して、「計画相談支援」についての説明会を開催するなど、理解促進に努めるとともに、利用者への更なる周知啓発を図っているところです。
- ・「地域移行支援」については、平成25年度は入所施設や精神病院などから地域生活への移行が可能な長期入院者が少なかったことから、利用実績がありませんでした。
- ・単身で生活する障がい者を対象とした「地域定着支援」については、平成24年度から25年度にかけて見込みを上回る利用がありました。
- ・今後も、引き続き、計画相談支援の理解促進に努めるとともに、相談支援部会において、地域生活への移行・定着に向けた検討が必要です。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業等の必要見込量等は、国の基本指針に基づき、第2期計画における利用者数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用量の見込みを設定しています。

(※地域生活支援事業の実績について、平成24年度は平成25年3月時点の実績、平成25年度は平成26年3月時点の実績を掲載しています。)

【進捗状況】

事業種別	H24			H25			H26	評価	
	見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み		
【相談支援】									
障がい者相談支援事業	実施見込 (箇所)	7	7	100.0 %	8	7	87.5 %	8	概ね 順調
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	-	有	無	-	有	やや遅 れている
市町村相談支援機能強化事業	実施有無	実施	実施	100.0 %	実施	実施	100.0 %	実施	順調
【成年後見制度利用支援事業】									
成年後見制度利用支援事業	利用人数 (人/年)	1	0	0 %	2	0	0 %	4	やや遅 れている
【コミュニケーション支援事業】									
手話通訳・要約筆記者派遣事業	利用人数 (人/月)	89	97	109.0 %	92	97	105.4 %	95	順調
手話通訳者設置事業	設置数 (人/年)	2	2	100.0 %	2	2	100.0 %	2	順調
【日常生活用具給付等事業】									
介護・訓練支援用具	給付 見込み (件/月)	3	3	100.0 %	3	3	100.0 %	3	順調
自立生活支援用具		8	5	62.5 %	8	7	87.5 %	8	概ね 順調
在宅療養等支援用具		4	3	75.0 %	4	5	125.0 %	4	順調
情報意思疎通支援用具		10	9	90.0 %	10	9	90.0 %	10	順調
排泄管理支援用具		67	66	98.5 %	67	66	98.5 %	67	順調
居宅生活動作補助用具		1	0	0 %	1	1	100.0 %	1	順調

事業種別	H24			H25			H26	評価	
	見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み		
【移動支援事業】									
移動支援事業	利用量 (時間/月)	2,519	4,034	160.1%	3,067	3,525	149.3%	3,744	順調
	利用人数 (人/月)	257	336	130.7%	313	328	104.7%	382	順調
【地域活動支援センター】									
地域活動支援センター (宇都宮市利用分)	設置数	15	16	106.7%	15	15	100.0%	15	順調
	(人/月)	220	196	89.1%	220	223	101.4%	220	順調
地域活動支援センター (他市町利用分)	設置数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	順調
	(人/月)	1	0	0%	1	1	100.0%	1	順調
【障がい児等療育支援事業】									
障がい児等療育支援事業	箇所数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	順調
【福祉ホーム事業】									
福祉ホーム事業	設置数	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	順調
【訪問入浴サービス事業】									
訪問入浴サービス事業	利用人数 (人/月)	17	17	100.0%	19	18	94.7%	21	順調
【日中一時支援事業】									
日中支援型	利用量 (回/月)	1,824	1,897	104.0%	2,121	2,318	109.3%	2,466	順調
	利用人数 (人/月)	283	308	108.8%	314	328	104.5%	348	順調
放課後支援型	利用量 (回/月)	1,516	1,487	98.1%	1,638	1,534	93.7%	1,769	順調
	利用人数 (人/月)	222	206	92.8%	250	223	89.2%	278	概ね 順調
医療的ケア	利用量 (回/月)	81	77	95.1%	81	77	95.1%	81	順調
	利用人数 (人/月)	26	19	73.1%	26	22	84.6%	26	概ね 順調

【取組内容・評価・課題等】

- ・「相談支援」については、「基幹相談支援センター」の設置が遅れていますが、いつでも身近な場所で総合的な支援が受けられるよう、センターの設置も含め、相談支援体制の強化に向けて検討を進めています。
- ・「成年後見制度利用支援事業」については、成年後見制度を利用する際に、家裁への申立人がいない場合、市長が申立を行うことができ、また、成年後見人等の報酬の負担が困難な方に対して、その費用を助成する事業であります。平成 24 年度から 25 年度にかけて対象となる方からの相談がほとんどなく、利用実績はなかったことから、宇都宮市社会福祉協議会が実施している「法人後見事業」（宇都宮市社会福祉協議会が家庭裁判所の選任により、成年後見人として就任する事業）と合わせて制度の周知を図るなど、更なる啓発が必要です。
- ・「コミュニケーション支援事業」については、日常生活における意思疎通支援の機会保障の法整備が進み、手話通訳者派遣事業が平成 24 年度から 25 年度にかけて見込みを上回る実績となっております。
- ・「日常生活用具給付等事業」については、概ね見込みどおりとなっております。
- ・「移動支援」については、平成 23 年 10 月から「同行援護」（視覚障がい者が対象）が創設されたことに伴い、「移動支援」の利用から「同行援護」の利用へと対象者の移行を進めており、平成 24 年度は「同行援護」への移行が進んでいませんでしたが、平成 25 年度は順調に進み、見込みどおりの実績となっております。
- ・「日中一時支援事業」については、概ね見込みどおりの実績となっております。
- ・今後とも、サービス利用者の利用実態や利用意向を踏まえて、地域生活支援事業の充実を図る必要があります。

6 課題の総括

1 から 5 を踏まえ、第 4 期計画策定に向けた本市における課題を総括します。

(1) 地域生活への移行

移行者数の伸びが停滞していることから、更なる住まいの場や相談支援体制など地域生活を支援する体制を充実するとともに、また、安心して地域生活に移行できるよう、今後とも必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制を充実する必要があります。

(2) 一般就労への移行

更なる一般就労への移行を進めるため、関係機関や企業と就労支援に関する情報共有を継続して行うとともに、今後とも、就労系サービスの利用状況や利用者ニーズを適切に踏まえ、一般就労に結び付ける就労支援の充実が必要です。

(3) 障がい福祉サービス

ア 訪問系サービス

事業者に対して各種研修会等に関する情報提供を継続して行うなど、今後とも必要な訪問系サービスが受けられるサービス体制の確保が必要です。

イ 日中活動系サービス

障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた日中活動の場の充実など、今後とも在宅の障がい者の地域生活を支援する体制の充実が必要です。

ウ 居住系サービス

更なる地域移行を促進するため、地域移行の受け皿となる住まいの場の確保が必要です。

エ 相談支援系サービス

計画相談支援の理解促進、地域生活への移行・定着に向けた更なる相談支援の充実が必要です。

オ 障がい児支援系サービス

障がい児が必要な支援を身近な場所で受けられるよう、サービス提供体制の充実が必要です。

(4) 地域生活支援事業

障がい者やその家族が身近な場所で気軽に相談できるよう、更なる地域における相談支援体制の充実を図るとともに、成年後見制度の利用を促進するため、更なる制度の周知啓発に取り組む必要があります。

1 計画の基本理念

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の趣旨を踏まえて策定された「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」の基本理念である「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会」の実現を目指し、また、国の基本指針に即し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図るための「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障がい児とし、より一層のサービスの充実に努めます。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいいます。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、「1 計画の基本理念」

や第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の課題等を踏まえ、次に掲げる点に配慮し、目標値の設定や見込量の確保に努めます。

(1) 必要な訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障がい者等包括支援）の充実を図り，必要な訪問系サービスの確保に努めます。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努めます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに，地域移行支援及び地域定着支援等の推進により，入所等から地域生活への移行を進めます。また，必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを確保することによって，障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるように努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により，障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには，障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに，これらのサービスの適切な利用を支え，また，各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため，障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて，サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援，個別事例における専門的な指導や助言を行うほか，利用者及び地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し，必要な施策を確保するとともに，これらの取組を効果的に進めるため，地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し，相談支援体制の充実努めます。

また，相談支援体制の構築が進むことに伴い，施設入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて，地域移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから，地域移行支援に係るサービス提供体制の確保を図るとともに，地域生活へ移行した後の地域の定着はもとより，地域で生活している障がい者等がそのまま住み

慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

そして、これらの相談支援の提供体制を確保するため、障がい者自立支援協議会を活用しながら、相談支援に係る課題の情報共有、関係機関との連携・強化を図ります。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

よって、障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援についても第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めます。

第4章 平成29年度の目標値の設定

本市では、第1期から第3期計画において、施設に入所している障がい者の地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行について目標設定を行い、さらに目標を達成するための方策を定め、取り組んできました。

第4期計画においても、国の基本指針に即しつつ、これまでの進捗状況の分析結果を踏まえ、新たに目標値を設定するとともに、目標を達成するための取組を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【本市の目標設定】

① 入所施設から地域生活への移行

平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者（397人）の**7%以上（28人以上）**が地域生活へ移行することを目指します。

② 施設入所者数の削減

平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者（397人）から**4%以上（16人以上）**削減することを目指します。

【国・市の目標値】

項目	国	市
①入所施設から地域生活への移行	平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の 12%以上 を地域生活へ移行	平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の 7%以上 を地域生活へ移行
②施設入所者数の削減	平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から 4%以上 削減	平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から 4%以上 削減

（1）国の目標値設定の考え方

①・②について、平成17年10月1日時点から平成24年度末の平均伸び率をベースに目標設定しています。

（2）市の目標値設定の考え方

①について、本市においては、現在入所している入所者の重度者の割合が全国平均よりも高いことを考慮するとともに、平成23年度から25年度の状況を勘案すると、年間およそ5人程度の地域移行が見込まれます。この見込みを踏まえつつ、今後、さらなるグループホームの整備促進、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化を通じ、平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を平成25年度末の施設入所者（397人）の**7%**

以上（28人以上）と設定します。

②について、本市においては、①と同様、現在入所している入所者の重度者の割合が高いことを考慮すると、年間およそ3人の削減が見込まれます。この見込みを踏まえ、平成29年度末時点での施設入所者を平成25年度末時点の施設入所者（397人）から、**4%以上（16人以上）**削減すると設定します。

【目標達成に向けた取組】

グループホームは、地域生活移行者の受け皿として重要な役割を果たすことから、運営する法人に対する施設整備等の支援を充実し、整備を促進します。

また、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援事業所などで構成する自立支援協議会相談支援部会において、事例検討会の開催等により地域生活への移行・定着を推進します。

必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を図り、サービス等利用計画を活用して、実施状況の把握による地域移行を促進します。

2 地域生活支援拠点等の整備

【本市の目標設定】

平成29年度末までに、一つの地域生活支援拠点を整備することを目指します。

【国・市の目標値】

	国	市
地域生活支援拠点等の整備	平成29年度末までに、少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点を整備	平成29年度末までに、一つの地域生活支援拠点を整備

（1）国の目標値設定の考え方

今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化すること、その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要であることから、平成29年度末までに少なくとも一つ以上の拠点等を整備することを基本としています。ただし、拠点の整備としてではなく、地域において既存の施設・事業者が機能を分担して担う面的な機能整備によることも可能であり、その際には、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されていることが求められます。

（2）市の目標値設定の考え方

国の考え方を踏まえながら、基幹相談支援センターを中核として、グループホームや短期入所等の地域の社会資源との機能の連携により、面的な整備を推進します。

【目標達成に向けた取組】

地域生活への移行・定着に向けた地域支援機能を強化するため、必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域生活での居住支援機能を強化するため、グループホームの整備を促進します。

さらに、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターにおいて、グループホームや短期入所等の利用をマネジメントする機能の充実を図り、地域において効果的な支援ができる体制整備を推進します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

【本市の目標設定】

① 一般就労への移行

平成 29 年度末における一般就労への移行を平成 24 年度実績（39 人）の **2 倍以上（78 人以上）** とすることを目指します。

② 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末（92 人）の利用者から **6 割以上増加（147 人以上）** とすることを目指します。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

平成 29 年度末における事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が **3 割以上の事業所を全体の 5 割以上** とすることを目指します。

【国・市の目標値】

項目	国	市
① 一般就労への移行	平成 29 年度末における一般就労への移行を平成 24 年度実績の 2 倍以上	平成 29 年度末における一般就労への移行を平成 24 年度実績の 2 倍以上
② 就労移行支援事業の利用者数	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加
③ 就労移行支援事業所の就労移行率	事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上 の事業所を 全体の 5 割以上	事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上 の事業所を 全体の 5 割以上

(1) 国の目標値設定の考え方

①から③について、今後も、就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を推進していくことが重要であるという観点から、直近の実績等を踏まえて目標設定しています。

(2) 市の目標値設定の考え方

①について、本市における平成 21 年度から 25 年度の状況が今後も続くとした場合、年間約 7 人の一般就労移行者数が見込まれます。この見込みを踏まえつつ、より一層の一般就労移行者数の増加に向け、今後、自立支援協議会就労支援部会の活用、関係機関や企業との意見交換による就労支援策の充実などの取組を通じ、平成 29 年度末までに平成 24 年度実績 (39 人) の **2 倍以上 (78 人以上)** と設定します。

②について、本市においては、就労継続支援事業 A 型の利用者の増加に伴い、今後も就労移行支援事業の利用者数は、横ばいまたは減少が見込まれます。今後、より一層、就労移行支援事業の利用を促進するため、成功事例の報告会や事例検討会の開催等による一般就労への移行推進、関係機関・企業との意見交換による就労支援策の充実などの取組を通じ、平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末 (92 人) から **6 割以上増加 (147 人以上)** とする目標を設定します。

③について、各事業所における就労移行率については、本市における過去の実績から、今後の就労移行率を見込むことは困難であります。②と同様な取組を通じ、就労移行率が 30% 以上である就労移行支援事業所を、平成 29 年度末までに **全体の 5 割以上** とする目標を設定します。

【目標達成に向けた取組】

就労移行支援事業の利用者を対象に職場体験実習を実施するほか、企業等に対する障がい者雇用の理解促進や、一般就労に向けた就労体験等を行う企業の開拓を推進し、障がい者の雇用を促進します。

就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどで構成する自立支援協議会就労支援部会においては、事業所職員に対する就労支援に係る説明会の開催や就労希望者の情報共有に取り組むとともに、成功事例の報告会や事例検討会の開催等により、一般就労への移行を推進するほか、関係機関・企業との意見交換による就労支援策の充実を図ります。

また、利用可能な対象者における「就労移行支援事業」の適切な利用に向けた事業所への周知や、サービス等利用計画を活用し、実施状況の把握による更なる「就労移行支援事業」の利用を促進します。

第5章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保の方策

本市では、第1期から第3期計画において、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

第4期計画における、必要なサービス見込量については、国の基本指針に基づき本市の第3期計画の進捗や課題を踏まえ、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の動向、今後の市の取組などを勘案し、必要な見込量を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 訪問系サービス

(1) 実施に関する考え方

訪問系サービスについては、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の利用者の実績等を配慮して、見込量を設定します。

なお、サービス見込量は、国の基本指針に即して、訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)を一括して見込みます。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障がい者等包括支援	利用量 (時間分/月)	19,104	19,686	20,318
	利用人数 (人/月)	695	724	757

(2) 見込量確保のための方策

必要なサービスが受けられるサービス提供体制の充実に向けて、事業者に対する各種研修会等の情報提供を行い、専門的人材の確保やサービスの質の向上を支援するとともに、在宅医療を含む地域療養支援体制との連携強化を図ります。

また、基幹相談支援センターを中核とした相談支援の強化により、必要な在宅サービスが受けられるよう、相談支援体制の整備を推進します。

2 日中活動系サービス

(1) 実施に関する考え方

日中活動系サービスについては、障がい者が自立した生活を送れるよう、障がい者の日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス、一般就労への移行、社会参加を促進するためのサービス等の充実を図るとともに、施設での介護を必要とする障がい者へのサービスを確保する観点から、事業所の増加や利用者の重度化、サービスの特性等を考慮して、見込量を設定します。

また、就労移行支援は、福祉施設から一般就労への移行等に係る数値目標を踏まえ、見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用量 (人日分/月)	17,719	17,895	18,071
	利用人数 (人分/月)	904	913	922
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日分/月)	117	117	117
	利用人数 (人分/月)	7	7	7
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日分/月)	895	895	895
	利用人数 (人分/月)	44	44	44
就労移行支援	利用量 (人日分/月)	2,060	2,419	2,778
	利用人数 (人分/月)	109	128	147
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日分/月)	4,080	4,366	4,488
	利用人数 (人分/月)	200	214	220

就労継続支援 (B型)		利用量 (人日分/月)	8,748	8,838	8,928
		利用人数 (人分/月)	486	491	496
療養介護		利用人数 (人分/月)	47	47	47
短期入所	福祉型	利用量 (人日分/月)	854	862	870
		利用人数 (人分/月)	99	100	101
	医療型	利用量 (人日分/月)	40	40	40
		利用人数 (人分/月)	10	10	10

(2) 見込量確保のための方策

障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた日中活動系サービスの充実に向け、各種研修会等に関する情報提供を行います。

就労系サービスについては、自立支援協議会就労支援部会において、成功事例の報告会や事例検討会の開催等により、一般就労への移行を推進するとともに、関係機関・企業との意見交換による就労支援策の充実を図ります。

また、障がい者施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大により、収入の安定と雇用の創出に繋がっていきます。

短期入所については、基幹相談支援センター等における入居状況の情報共有により、受入体制の確保を図ります。

3 居住系サービス

(1) 実施に関する考え方

居住系サービスについては、障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、障がい者の住まいの場のひとつとしてグループホームを選択できるよう、施設入所者の地域生活への移行に対応したサービス提供を確保する観点から、事業所の増加や利用者の重度化等を考慮して、見込量を設定します。

共同生活援助（グループホーム）は、数値目標において、地域移行者数の目標値を設定していることから、地域移行を希望する者のうち、グループホーム利用の意向がある者の割合を考慮して、見込量を設定します。

また、施設入所支援は、施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえ、見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助（グループホーム）	利用人数 （人分／月）	363	378	393
施設入所支援	利用人数 （人分／月）	391	386	381

(2) 見込量確保のための方策

更なる地域移行を促進するため、法人に対する施設整備等の支援によるグループホームの整備を促進します。

また、必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を図るとともに、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化による地域移行を支援していきます。

さらに、自立支援協議会相談支援部会における、事例検討会の開催等による地域生活への移行・定着を推進します。

4 相談支援系サービス

(1) 実施に関する考え方

相談支援系サービスについては、障がい者が適切なサービスを利用できるよう、サービス等利用計画作成に必要な体制の確保や、地域移行・地域定着に対応したサービス提供の確保の観点から、事業所の増加や今後の新規利用者等を考慮して、見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用人数 (人分/月)	194	209	225
地域移行支援	利用人数 (人分/月)	2	2	2
地域定着支援	利用人数 (人分/月)	6	8	10

(2) 見込量確保のための方策

サービス等利用計画作成の利用者への周知徹底を図るとともに、相談支援専門員の計画作成のスキルアップに向けた事例検証や研修等を実施します。

また、地域移行支援・地域定着支援の利用促進に向けた制度の周知啓発を行うとともに、自立支援協議会相談支援部会における事例検討会の開催等による地域生活への移行・定着を推進します。

5 障がい児支援系サービス

(1) 実施に関する考え方

障がい児支援系サービスについては、障がい児が必要なサービスを受けることができるよう、障がい児及びその家族に対する効果的な支援の提供体制を確保する観点から、事業所の増加やサービスの特性等を考慮して、見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用量 (人日分/月)	1,155	1,485	1,840
	利用人数 (人分/月)	105	110	115
医療型 児童発達支援	利用量 (人日分/月)	248	310	372
	利用人数 (人分/月)	31	31	31
保育所等 訪問支援	利用量 (人日分/月)	6	6	6
	利用人数 (人分/月)	1	1	1
放課後等 デイサービス	利用量 (人日分/月)	1,815	2,145	2,475
	利用人数 (人分/月)	121	143	165
障がい児 相談支援	利用人数 (人分/月)	27	30	33

(2) 見込量確保のための方策

国や県及び事業所の動向や利用者ニーズの的確な把握に努めるとともに、障がい児相談支援事業所の充実、サービスの質の向上に向けた連絡会議や研修会を実施していきます。

また、今後ともサービス等利用計画の作成や相談支援について、保護者への周知啓発をしていきます。

6 障がい福祉サービス事業所

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスの平成27年度から平成29年度の見込量（利用人数）について、平成26年度におけるそれぞれの市内障がい福祉サービス事業所の定員数と比較し、必要となる市内の事業所定員数や事業所数を以下のとおり見込みます。

【市内障がい福祉サービス事業所定員数の見込み】

サービス種別	平成26年度の定員	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護 (通所事業所のみ)	416	利用人数	406	419	432	448
		必要となる定員		3	16	32
自立訓練 (機能訓練)	30	利用人数	8	9	9	9
		必要となる定員		△21	△21	△21
自立訓練 (生活訓練)	78	利用人数	41	42	42	42
		必要となる定員		△36	△36	△36
就労移行支援	179	利用人数	95	118	144	168
		必要となる定員		△61	△35	△11
就労継続支援 (A型)	250	利用人数	217	229	246	253
		必要となる定員		△21	△4	3
就労継続支援 (B型)	584	利用人数	436	452	457	463
		必要となる定員		△132	△127	△121
短期入所	53	利用人数	30	30	30	30
		必要となる定員		△23	△23	△23
共同生活援助 (グループホーム)	383	利用人数	332	342	367	392
		必要となる定員		△41	△16	9

【市内障がい福祉サービス事業所数の見込み】

サービス種別	必要となる定員（平成29年度） / 平均定員数（1事業所あたり）	必要事業所数
生活介護 (通所事業所のみ)	32 / 17.3	2か所程度
就労継続支援 (A型)	3 / 15.0	1か所程度
共同生活援助 (グループホーム)	9 / 6.9	2か所程度

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

本市では、第1期から第3期計画において、地域生活支援事業の各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

第4期計画においても、必要なサービス量については、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の動向、今後の市の取組などを勘案し、必要な見込量を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 必須事業の種類及び量の見込み等

(1) 実施に関する考え方

必須事業については、相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業といった障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられています。これらの事業を必要とする障がい者等に、効果的・効率的に事業が実施できるよう、見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

区分	サービス種別	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
	自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施見込み(箇所数)	8	8	8
	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	利用人数(人/年)	3	3	3
	成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有

区分	サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支援事業 意思疎通	手話通訳・要約筆 記者派遣事業	利用件数 (人/月)	115	123	131
	手話通訳者 設置事業	設置人数 (人/年)	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	給付見込み (件/月)	3	3	3
	自立生活 支援用具		7	7	7
	在宅療養等 支援用具		7	7	7
	情報・意思疎通 支援用具		9	9	9
	排泄管理 支援用具		66	66	66
	居宅生活動作 補助用具		1	1	1
手話奉仕員養成 研修事業	講習終了 見込み者数 (人/年)	58	60	62	
移動支援事業	利用量 (時間/月)	2,982	2,982	2,982	
	利用人数 (人/月)	284	284	284	
地域活動支援センター	設置数	15	15	15	
	利用人数 (人/月)	221	221	221	
障がい児等療育支援事業	実施見込み (箇所数)	1	1	1	

区分	サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
専門性の高い意思疎通 支援を行う者の養成研 修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	講習終了見込み者数 (人/年)	33	33	33
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習終了見込み者数 (人/年)	20	20	20
専門性の高い意思疎通支援を行 う者の派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用人数 (人/年)	5	5	5

(2) 見込量確保のための方策

- 理解促進研修・啓発事業については、障がい者週間における理解啓発活動や盲導犬ふれあい教室などを実施するほか、地域における体験型出前福祉講座や小学校における障がいへの理解促進事業の充実に努めます。
- 自発的活動支援事業については、精神障がい者及びその家族等の団体が行うピアサポート活動などに対する支援を行います。
- 相談支援については、「障がい者生活支援センター」と「基幹相談支援センター」の相互連携、また、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の資質向上など、地域における相談支援体制を充実します。
- 成年後見制度利用支援事業については、今後とも成年後見制度法人後見支援事業と併せて制度の周知啓発を図り、対象となる方が利用しやすい事業となるよう努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の業務を適正に行うことができる体制を整備するため、法人後見の活用を予定している団体に対し、研修を開催します。
- 意思疎通支援事業については、円滑に手話通訳者等を派遣できるよう、関係団体との連携による手話通訳者等の養成と資質向上を図り、人材の確保に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、障がい者の日常生活の質の向上が図られるよう、情報収集や関係団体との意見交換を行いながら給付品目の見直しを適宜行います。
- 手話奉仕員養成研修事業については、聴覚障がい者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援する人材を育成します。
- 移動支援事業については、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の支援を行い、

地域での自立した生活や社会参加を促進するため、利用者のニーズを的確に把握し、利用対象者や利用方法の見直しを検討します。

- 地域活動支援センターについては、介護給付や訓練等給付では対応しきれないニーズに柔軟に対応できる施設として、一定の地域活動支援センターを確保するとともに、事業者の安定した運営を支援していきます。
- 障がい児等療育支援事業については、在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談、指導、障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導を実施していきます。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業については、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるよう、県との共同により実施していきます。

2 その他の事業の種類及び量の見込み等

(1) 実施に関する考え方

その他の事業については、市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することとされています。本市の実情等を踏まえ実施していく事業について、見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

区分	サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	福祉ホーム事業	設置数	2	2	2
	訪問入浴サービス事業	利用人数 (人/月)	19	19	19
日中一時支援事業	日中支援型	利用量 (回/月)	2,865	3,008	3,098
		利用人数 (人/月)	418	438	451
	放課後支援型	利用量 (回/月)	1,565	1,581	1,597
		利用人数 (人/月)	228	230	232
	医療的ケア	利用量 (回/月)	83	83	83
		利用人数 (人/月)	21	21	21

区分	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児支援体制整備	実施有無	有	有	有
巡回支援専門員整備	実施有無	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施有無	有	有	有
文化芸術活動振興	実施有無	有	有	有
点字・声の広報等発行	実施有無	有	有	有
奉仕員養成研修	実施有無	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成	実施有無	有	有	有
障がい者虐待防止対策支援	実施有無	有	有	有

(2) 見込量確保のための方策

- 福祉ホーム事業については、身体上や精神上的の障がいのために、居宅において日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し、日常生活に適する居室などの設備を持ち必要な便宜を提供する福祉ホーム事業の運営を支援します。
- 訪問入浴サービス事業については、施設通所による入浴や自宅での入浴が困難な障がい者等の身体の清潔を保持し、心身機能の維持等を図るサービスを実施します。
- 日中一時支援事業については、障がい者施設や特別支援学校等において、障がい児者に対する一時的な活動の場の提供や家族の一時的な休息等の確保が継続できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- 障がい児支援体制整備については、子ども発達センターに保健師や看護師、作業療法士などの専門職を配置し、子どもの発達などについての相談や子どもの状態に応じた療育の提供を一貫して行います。
- 巡回支援専門員整備については、家庭や保育園、幼稚園などへの訪問による支援、研修や講演会などの実施による障がい理解の普及啓発を図ります。

- スポーツ・レクリエーション教室開催等については、障がい者のうつのみやふれあいスポーツ大会や各種スポーツ講座を開催します。
- 文化芸術活動振興については、うつのみやふれあい文化祭、わくわくアートコンクール、各種芸術・文化講座を開催します。
- 点字・声の広報等発行については、広報「うつのみや」の点字版・音声版の発行をはじめとした行政情報のバリアフリー化を推進します。
- 奉仕員養成研修については、点訳、音訳奉仕員の養成事業を実施します。
- 自動車運転免許取得・改造助成については、自動車運転免許の取得や自動車改造に係る費用の助成を行います。
- 障がい者虐待防止対策支援については、宇都宮市障がい者虐待防止センターにおいて障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動の実施など、障がい者虐待防止を推進します。

第7章 計画の推進体制

1 計画内容の周知・啓発

本計画の推進にあたっては、市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など、あらゆる機会を捉えて、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

本計画を着実に推進し、障がい者福祉の向上を図るため、保健・医療、教育、雇用に関連する市の関係部局と連携しながら事業を推進します。

3 庁外推進体制

本計画を推進していくためには、保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障がい者団体等の関係機関で構成する宇都宮市障がい者自立支援協議会を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行います。

4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価

国が示すPDCAサイクルに即し、数値目標及び各事業の進捗状況などについて、少なくとも年1回、分析・評価を行い、宇都宮市障がい者自立支援協議会及び宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、意見をいただくとともに、必要に応じて計画の変更や見直し等を行います。

